

# 河川の管理に関する行政評価・監視

## — 資 料 —

- 【事例1】** コンクリート製の護岸矢板が破損し、河岸の土砂が河道に流れ込んでいるもの（利根川・千葉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 【事例2】** 河岸に設置された柵が破損している上、護岸に堆積した土により柵の高さが不足しているもの（江戸川・千葉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 【事例3】** 基本的に可動式でなければならないが、国土交通省が設置した看板が、洪水に対応しておらず固定式となっているもの（江戸川・千葉県）・・・・・・ 3
- 【事例4】** 堤防上の天端道路のひび割れについて、許可工作物の管理者が管理すべきものであり、直ちに河川管理施設に支障が生ずるものではないとして、特段の指導をしていないもの（江戸川・千葉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 【事例5】** 許可占用地において許可工作物以外の工作物を設置等しているもの・・・・・・ 5
- ① 簡易トイレ1基及び物置（コンテナ）1基の占用許可を受けているが、無許可でトイレ2基（うち一つは故障）及びコンテナ2基を設置しているもの（利根川・千葉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ② 無許可で許可占用地（野球場）に多数の学校用の机・いすや資材等を置いているもの（利根川・千葉県内）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ③ 無許可で許可占用地（サッカー場）に倉庫として使用する車両や資材等を置いているもの（利根川・千葉県内）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ④ 無許可で許可占用地（野球場）に倉庫として使用するバス1台、軽トラック1台、壁のないガレージにドラム缶や冷蔵庫を置いているもの（利根川・千葉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ⑤ 無許可で許可占用地（運動場）にバックネット、フェンスなどを設置しているもの（江戸川・千葉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 【事例6】** 立入禁止等の看板が設置されておらず、樋管に取り付けられている直水路への侵入のおそれがあるもの（荒川・埼玉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 【事例7】** 「運動場等のスポーツ施設」として占用許可を受けているが、野球場のスコアボードが地面に固定されており、出水時に移動できないもの（江戸川・千葉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 【事例8】** 長期にわたり不法占用が行われているが、是正されていないもの・・・・・・ 12
- ① 長期にわたり、不法に河川の堤外地に家屋を建築し、居住している

もの（利根川・埼玉県）	12
② 長期にわたり、不法に河川区域に盛土して、その場所を駐車場や コンテナ置場等として使用しているもの（荒川・埼玉県）	13
③ 河川区域に不法に物置小屋を設置しているもの（渡良瀬川・栃木 県）	14
<b>【事例 9】</b> 車両・ごみが不法に廃棄されているもの	15
① 河川区域に車両が投棄されているもの（渡良瀬川・栃木県）	15
② 不法に河川区域に盛土し、その法面（川表）に大量のごみ等を投棄し ているもの（荒川・埼玉県）	16
<b>【事例 10】</b> 国有地で広範囲の不法耕作が行われているもの等	17
① 昭和 59 年頃から国有地に地元住民によって不法耕作が行われて いるもの（不法占用面積 50,000 m <sup>2</sup> ）（荒川・埼玉県）	17
② 平成 5 年頃から国有地に地元住民によって不法耕作が行われて いるもの（不法占用面積 15,000 m <sup>2</sup> ）（荒川・埼玉県）	18
③ 国有地において水田耕作がされているもの（利根川・千葉県）	19
<b>【事例 11】</b> 河川区域にある国有地に産業廃棄物（建設残土を含む。）が大量に放 置されているもの	20
① 国有地に約 3,000 本のドラム缶を放置しているもの（荒川・埼玉県）	20
② 網状及びビニール製の袋に入れられた貝殻を大量に放置されてい るもの（利根川・千葉県）	21
<b>【事例 12】</b> 大量の釣り足場等が設置されているもの	22
① 戸田市・和光市から桶川市・川島町までの間に約 500 基の釣り足場 が不法に設置されているもの（荒川・埼玉県）	22
② 利根川下流河川事務所安食出張所管内で 56 基の釣り足場が不法に 設置されているもの（利根川・千葉県）	23
③ 渡良瀬川河川事務所の把握していない釣り足場 2 基が不法に設置さ れているもの（渡良瀬川・栃木県）	24

**【事例1】** コンクリート製の護岸矢板が破損し、河岸の土砂が河道に流れ込んでいるもの（利根川・千葉県）



**【事例2】** 河岸に設置された柵が破損している上、護岸に堆積した土により柵の高さが不足しているもの（江戸川・千葉県）



【事例3】基本的に可動式でなければならないが、国土交通省が設置した看板が、洪水時に対応しておらず固定式となっているもの（江戸川・千葉県）



**【事例4】** 堤防上の天端道路のひび割れについて、許可工作物の管理者が管理すべきものであり、直ちに河川管理施設に支障が生ずるものではないとして、特段の指導をしていないもの（江戸川・千葉県）



**【事例5】** 許所占用地において許可工作物以外の工作物を設置等しているもの

- ① 簡易トイレ1基及び物置（コンテナ）1基の占用許可を受けているが、無許可でトイレ2基（うち一つは故障）及びコンテナ2基を設置しているもの（利根川・千葉県）



- ② 無許可で許可占用地（野球場）に多数の学校用の机・いすや資材等を置いているもの  
（利根川・千葉県）





- ③ 無許可で許可占用地（サッカー場）に倉庫として使用する車両や資材等を置いているもの（利根川・千葉県）



- ④ 無許可で許可占用地（野球場）に倉庫として使用するバス1台、軽トラック1台、壁のないガレージにドラム缶や冷蔵庫を置いているもの（利根川・千葉県）



- ⑤ 無許可で許可占用地（運動場）にバックネット、フェンスなどを設置しているもの（江戸川・千葉県）



**【事例6】** 立入禁止等の看板が設置されておらず、樋管に取り付けられている直水路への侵入のおそれがあるもの（荒川・埼玉県）



**【事例7】**「運動場等のスポーツ施設」として占用許可を受けているが、野球場のスコアボードが地面に固定されており、出水時に移動できないもの（江戸川・千葉県）



**【事例8】** 長期にわたり不法占用が行われているが、是正されていないもの

- ① 長期にわたり、不法に河川区域に家屋を建築し、居住しているもの（利根川・埼玉県）



- ② 長期にわたり、不法に河川区域に盛土して、その場所を駐車場やコンテナ置場等として使用しているもの（荒川・埼玉県）



③ 河川区域に不法に物置小屋を設置しているもの（渡良瀬川・栃木県）





**【事例9】** 車両・ごみが不法に廃棄されているもの

① 河川区域に車両が投棄されているもの（渡良瀬川・栃木県）



- ② 不法に河川区域に盛土し、その法面（川表）に大量のごみ等を投棄しているもの（荒川・埼玉県）



**【事例 10】** 国有地で広範囲の不法耕作が行われているもの等

- ① 昭和 59 年頃から国有地に地元住民によって不法耕作が行われているもの（不法占用面積 50,000 m<sup>2</sup>）（荒川・埼玉県）



- ② 平成5年頃から国有地に地元住民によって不法耕作が行われているもの（不法占用面積 15,000 m<sup>2</sup>）（荒川・埼玉県）



③ 国有地において水田耕作がされているもの（利根川・千葉県）。



**【事例 11】** 河川区域にある国有地に産業廃棄物（建設残土を含む。）が大量に放置されているもの

① 国有地に約 3,000 本のドラム缶を放置しているもの（荒川・埼玉県）



- ② 網状及びビニール製の袋に入れられた貝殻を大量に放置されているもの（利根川・千葉県）



**【事例 12】** 大量の釣り足場が設置されているもの

- ① 戸田市・和光市から桶川市・川島町までの間に約 500 基の釣り足場が不法に設置されているもの（荒川・埼玉県）。





- ② 利根川下流河川事務所安食出張所管内で 56 基の釣り足場が不法に設置されているもの（利根川・千葉県）。



- ③ 渡良瀬川河川事務所の把握していない釣り足場2基が不法に設置されているもの（渡良瀬川・栃木県）。

